

○読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例

平成18年3月31日条例第11号

読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例

読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例（平成11年読谷村条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、村民が野菜や花などを栽培して、自然と触れ合うことにより農業に対する理解を深めるとともに、村民が交流する場として、読谷村民リフレッシュ農園施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

**第2条** 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
読谷村民リフレッシュ農園施設	読谷村字儀間985番地

（施設の管理）

**第3条** 施設は、読谷村長（以下「村長」という。）が管理する。

（利用者の資格）

**第4条** 施設を利用できる者は、次の各号の条件を備える者でなければならない。

- （1） 村内に現に住所を有すること。
- （2） 村税及び国民健康保険税を完納していること。
- （3） その他村長が認めるもの

（利用期間）

**第5条** 施設の利用期間は、募集した年の4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、補欠利用者から補充された利用者の利用期間は、前利用者の残りの期間とする。

2 募集期間後に許可された者の利用期間は前項残りの期間とする。

3 利用期間が終了した場合、または許可の取り消しがあった場合は原状に復し、返還しなければならない。ただし、村長が認めた場合はその限りでない。

（利用の許可基準）

**第6条** 施設を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。ただし、

次のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (4) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認められるとき。

(利用時間)

**第7条** 施設の利用時間は、午前7時から午後7時までとする。ただし、村長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用料)

**第8条** 利用者は1平方メートルにつき、年額100円の利用料（100円未満の端数は切り捨てる。）を納付しなければならない。

(利用料の減免)

**第9条** 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料を減免することができる。

(利用料の還付)

**第10条** 既に納入した利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責に帰さない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) その他村長が必要と認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第11条** 利用者は、利用の権利を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

(損害賠償)

**第12条** 利用者は、施設及び付属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。